

令和元年第8回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和元年12月13日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 8号 令和元年度定期監査報告（第2次）について
- 第 4 議案第58号 羽幌町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第59号 羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 第 6 議案第60号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 7 議案第61号 羽幌町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第63号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第64号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第65号 羽幌町離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例
- 第12 議案第66号 羽幌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第67号 スポーツ公園排水設備改修工事請負契約の変更について
- 第14 議案第68号 令和元年度羽幌町一般会計補正予算（第4号）
- 第15 議案第69号 令和元年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第16 議案第70号 令和元年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第71号 令和元年度羽幌町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第18 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について
- 第19 発議第17号 議員の派遣について
- 第20 発議第18号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○出席議員（11名）

1番 金 木 直 文 君	2番 磯 野 直 君
3番 平 山 美知子 君	4番 阿 部 和 也 君
5番 工 藤 正 幸 君	6番 船 本 秀 雄 君
7番 小 寺 光 一 君	8番 逢 坂 照 雄 君
9番 舟 見 俊 明 君	10番 村 田 定 人 君
11番 森 淳 君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
副 町 長	今 村 裕 之 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
農 業 委 員 会 会 長	高 見 忠 芳 君
会 計 管 理 者	熊 木 良 美 君
総 務 課 長 兼 電 算 共 同 化 推 進 室 長	敦 賀 哲 也 君
総 務 課 総 務 係 長	山 田 太 志 君
総 務 課 職 員 係 長	門 間 憲 一 君
地 域 振 興 課 長	清 水 聡 志 君
地 域 振 興 課 政 策 推 進 係 長	佐 々 木 慎 也 君
地 域 振 興 課 政 策 推 進 係 主 査	小 笠 原 悠 太 君
財 務 課 長	大 平 良 治 君
兼 管 財 係 長	金 丸 貴 典 君
財 務 課 財 政 係 長	宮 崎 寧 大 君
町 民 課 長	高 本 勇 一 君
兼 住 宅 係 長	道 端 篤 志 君
町 民 課	西 山 卓 君
総 合 受 付 係 長	木 村 和 美 君
町 民 課	竹 内 雅 彦 君
町 民 生 活 係 長	木 村 謙 彦 君
町 民 課	室 谷 み どり 君
住 宅 係 主 査	鈴 木 繁 君
福 祉 課 長	
福 祉 課	
社 会 福 祉 係 長	
福 祉 課 子 ども 係 長	
福 祉 課	
国 保 医 療 年 金 係 長	
健 康 支 援 課 長	

健康支援課 地域包括支援 センター室長	奥山洋美君
健康支援課主幹 兼保健係長	棟方富輝君
健康支援課 介護保険係長	藤井延佳君
健康支援課 地域包括支援 センター室長	大西将樹君
地域包括支援 センター係長	
建設課長	飯作昌巳君
建設課主任技師 兼建築係長	石川隆一君
建設課主任技師 兼土木港湾係長	笹浪満君
建設課管理係長	宇野延仁君
上下水道課長	渡辺博樹君
上下水道課 主任技師 兼業務係長	吉田吉信君
上下水道課 管理係長	越谷弘和君
上下水道課 業務係主査	小笠原聡君
農林水産課長	伊藤雅紀君
農林水産課 農政係長	更科信輔君
農林水産課 水産林務係長	木村康治君
農林水産課 水産林務係主査	藤田俊悟君
商工観光課長	高橋伸君
商工観光課 観光振興係長	富樫潤君
商工観光課 商工労働係長	高野正晃君
天売支所長	金子伸二君
焼尻支所長	熊谷裕治君
学校管理課長 兼学校給食 センター所長	酒井峰高君

学 校 管 理 課	近 藤 優 樹 君
総 務 係 長	
社 会 教 育 課 長	井 上 颯 君
兼 公 民 館 長	
体 育 振 興 係 長	
社 会 教 育 課	高 橋 司 君
社 会 教 育 係 長	
農 業 委 員 会	伊 藤 雅 紀 君
事 務 局 長	
選 挙 管 理 委 員 会	敦 賀 哲 也 君
事 務 局 長	

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	豊 島 明 彦 君
総 務 係 長	杉 野 浩 君
書 記	土 清 水 彬 君

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

9番 舟見俊明君 10番 村田定人君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届け出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第8号

○議長（森 淳君） 日程第3、報告第8号 令和元年度定期監査報告（第2次）についてを議題とします。

本案について代表監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、鈴木典生君。

○代表監査委員（鈴木典生君） ただいま議題となりました令和元年度定期監査報告（第2次）について内容のご説明を申し上げます。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告いたします。

1 ページをお開き願います。定期監査報告書。

1、監査の時期及び対象であります。平山監査委員とともに、令和元年10月21日から10月29日までの5日間にわたり、社会教育課ほか、ごらんの対象機関を実施したところでございます。

2、監査の対象とした事項であります。財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、提出された関係書類、帳簿等に基づきその内容を確認するとともに、関係職員からの聞き取りなどにより実施をいたしました。

3、監査の結果であります。財務に関する事務についてそれぞれ適正な執行に努められたものと認められました。

主な内容につきましては、次のとおり報告をさせていただきます。2ページをお開き願います。最初に、福祉課について申し上げます。(1)、社会福祉状況、①、福祉タクシー利用状況であります。障害の程度に応じましてタクシーの乗車券を該当者に年間24枚、または12枚を交付しているものであります。また、今年度から、その属する年度内に満80歳以上となられる方に対しましても12枚を交付しております。令和元年度9月末現在の総交付枚数は9,336枚で、うち総利用枚数は3,145枚となっております。次に、②の児童手当の支給状況では、平成30年度及び令和元年度9月末までの受給者数等をあらわしたものでございます。内容は記載のとおりでありますので、ごらんをいただき、説明は省略させていただきます。③、令和元年度認定こども園及び幼稚園施設型給付費状況ですが、アの対象園児数は、9月末現在におきまして藤幼稚園25名、認定こども園・まきでは幼稚園66名、保育所60名となっており、合計で151名となっております。3ページをごらん願います。イ、負担金の支出状況では、国・道、町合わせて藤幼稚園につきましては887万9,920円、認定こども園・まきの幼稚園は1,782万6,290円、保育所は3,100万7,530円、広域の増毛町立認定こども園あっぷる、保育所分ですが、12万7,720円、合計で5,784万1,460円となっております。なお、広域の増毛町立認定こども園あっぷるの負担金につきましては、保護者が出産のため、実家のある増毛町の認定こども園に園児1名を4月中旬から6月中旬までの間入所させたことによるものであります。町の負担は、幼稚園2カ所で845万2,518円、保育所2カ所で778万3,813円、合計で1,623万6,331円となっております。④の地域福祉基金状況は、説明を省略させていただきます。⑤、保育士修学資金貸付状況であります。令和元年度における4月から9月末までの貸し付けは3名で54万円、令和元年度9月末現在の貸付金は159万円であります。⑥、保育士修学基金状況から次のページ、⑧の福祉バス利用状況までにつきましては、説明を省略させていただきます。⑨の老人クラブ等補助金交付状況では、前年度に比較し、団体数におきましては9団体で増減はありませんが、会員数は13人減少し、184人となっております。また、交付決定額につきましても1万1,700円減の115万8,600円となっております。⑩の敬老会事業助成金交付状況から⑫、勤労青少年ホーム利用状況につきましては、説明を省略させていただきます。

5ページをごらん願います。(2)、国保医療状況の①、医療費支出状況では、会計区分ごとの扶助費等の費用をあらわしたもので、内容は記載のとおりであります。以下説明を省略させていただきます。

6ページをお開き願います。健康支援課でございます。(1)、各種検診実施状況と(2)、各種予防接種実施状況は、検診及び予防接種区分ごとの対象者数等を平成30年度実績と令和元年度9月末現在の状況をあらわしたものであります。ごらんをいただくことにより、説明は省略させていただきます。

次の(3)、すこやか健康センター利用状況、8ページの(4)、介護認定状況、①、

平成30年度申請及び認定状況、②、令和元年度申請及び認定状況（9月末現在）につきましてもごらんをいただくことにより、説明は省略をさせていただきます。③、要介護認定者介護サービス利用状況では、令和元年8月末現在における認定者のサービス利用状況を介護度ごとに在宅と施設入所者の人数をあらわしたものであります。利用者は、昨年度同期と比較し、合計で5名増の415人となっております。

9ページをごらん願います。（5）、特別養護老人ホーム及び（6）、しあわせ荘短期入所生活介護につきましても説明は省略をさせていただきます。

10ページをお開き願います。（7）、介護保険給付状況の①、居宅介護、居宅支援サービス費の元年度9月末実績では、前年度同期に比較しまして件数で29件減の5,403件であります。支給額は209万6,401円増の3億2,587万1,346円となっております。

②、介護保険給付費等準備基金状況、次のページ、（8）、緊急通報装置設置状況は、ごらんをいただくことにより、説明は省略をさせていただきます。

次に、（9）、医師研究資金等貸し付けであります。令和元年度における4月から9月末までの貸し付けは7名で2,750万円であります。また、償還免除は5名で1,900万円となっており、令和元年9月末現在の貸付額は5,950万円となっております。

（10）、助産師看護師修学資金貸し付けであります。令和元年度における4月から9月末までの貸し付けは6名で180万円、また、償還免除は1名で90万円、返還は2名の37万円となっており、令和元年度9月末現在の貸付額は1,313万円であります。

（11）、助産師看護師修学基金につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、12ページをお開き願います。町民課について申し上げます。（1）、総合受け付け状況につきましては、記載のとおりの内容となっております。ごらんをいただくことにより、説明は省略させていただきます。

13ページをごらん願います。（2）、公営住宅管理状況、①、管理戸数及び入居状況の下段にあります空き家戸数は、前年同期より5戸増の98戸となっております。この中には政策空き家として87戸が含まれておりますことから、利用可能な空き家戸数は19戸となっております。②の敷金状況は、記載のとおりとなっております。

（3）の平成30年度集会所利用状況から16ページの（8）、入浴割引券交付状況までは、ごらんをいただくことにより、説明は省略させていただきます。

17ページをごらん願います。（9）の海鳥保護基金状況ですが、95万2,000円の取り崩しは、平成30年度の環境基本計画推進事業に充当したことによるものであります。基金の現在額は9月末現在268万7,477円となっております。

（10）、北海道海鳥センター入館者状況であります。元年度9月末現在の入館者は前年同期に比較して775人減の1万5,603人で、平成9年度オープン以来の累計では43万5,310人となっております。

18ページをごらん願います。（11）、生活路線バス通学定期運賃補助金交付状況で

あります。元年度の通学対象者数5名に対して定期運賃の額に100分の15を乗じて得た補助金額は、30万1,900円となっております。

(12)、平成30年度的生活路線バス維持費補助金交付状況であります。羽幌町が関与する対象路線の補助金額のうち羽幌町の補助金交付額は、表の右下の合計840万9,000円となっております。

(13)、平成30年度の離島航路事業補助金交付状況であります。表にあります離島航路旅客運賃補助は、離島住民に対しての高速船に係る急行料金の割引補助で、町の単独補助であります。4月、フェリー点検のため高速船のみの運航時に係る急行料金の10割、また通常期間における急行料金の3割を補助するもので、79万6,290円となっております。次に、離島航路旅客定期航路事業補助であります。これにつきましても表右の摘要欄に記載のとおり、島民運賃補助であります。北海道との協調補助で離島住民に対し航路運賃の割引補助をしているもので、羽幌町の補助金交付額は202万993円です。次の離島航路定期航路事業補助につきましては、航路運営に係る欠損補助で、国庫補助事業であります。国の補助残につきましては、道と町おのおの2分の1の協調補助で、羽幌町の補助金交付額は2,358万3,667円です。離島航路一般旅客運賃割引事業は、平成28年度より離島航路の利用促進事業として実施しており、6月から8月における高速船一般旅客運賃の3割引きに係る運賃割引補助として925万7,970円を支出しております。

次のページ、(14)、交通対策事業基金状況から20ページの(16)、町内循環バスほっと号の利用状況までの説明は省略をいたします。

21ページをごらん願います。財務課について申し上げます。(1)、町税収納状況であります。9月末現在の収納率を合計欄で申し上げますと、現年度と滞納繰り越し分の合計は64.09%で、前年度に比較し0.62ポイント増加しております。

以下、22ページの(2)、保険税収納状況から23ページの(6)、備荒資金組合納付金状況までにつきましては、ごらんをいただくことにより、説明は省略させていただきます。

24ページをお開き願います。出納室について申し上げます。有価証券及び出資による証券の保管状況であります。株券等は会計管理者において保管されており、9月末現在の合計額は3,314万4,000円で、前年同期と同額であります。

25ページをごらん願います。総務課について申し上げます。(1)、職員配置状況であります。表の右側、下段の合計欄に記載のとおり、職員数は定数160人に対し現員数133人、定数外職員99人の合計232人です。前年同期に比較し職員1名が減少しております。

(2)、役場庁舎等整備基金状況につきましては、説明を省略させていただきます。

26ページをお開き願います。地域振興課について申し上げます。(1)、人づくり事業基金状況につきましても説明は省略させていただきます。

次に、(2)、まちづくり事業基金状況ですが、表中ほどの減少額985万5,900円につきましては、平成30年度のサンセットプラザ施設管理事業に846万7,200円、ほか1件に財源充当のため取り崩したものであります。

(3)、まちづくり応援基金状況です。増加額3,596万4,143円につきましては、平成30年度の寄附金を積み立てたもので、内容は次の(4)、まちづくり応援寄附金、表の左側に記載のとおりでございます。減少分の3,503万7,000円は、未来を担う子供たちのための事業など、用途の指定されたまちづくり事業及び返礼品に係る経費に充当したものであります。

(4)、まちづくり応援寄附金(ふるさと納税)実績について申し上げます。令和元年度9月末までの状況ですが、道内居住者172件、道外居住者1,639件、合計1,811件で、2,450万6,000円となっております。昨年同期と比較しますと、件数で1,153件、寄附金額では1,469万5,800円の増となっております。

27ページをごらん願います。教育委員会所管であります学校管理課について申し上げます。(1)の奨学基金運用状況では、基金運用額は前年度と同額の1,472万円で、内容は表の右側に記載のとおり、貸付金が595万8,000円、現金は876万2,000円であります。

(2)、スクールバス利用状況は、記載のとおりの内容となっております。

28ページをお開き願います。(3)、小学校、中学校の現況についてであります。10月1日現在の児童数、生徒数を前年同期と比較しますと、羽幌小学校では3名減の295人、羽幌中学校では21名減の141人となっております。以上で説明を省略させていただきます。

29ページをごらん願います。社会教育課について申し上げます。(1)、郷土資料館入館状況、(2)、焼尻郷土館入館状況は、説明を省略させていただきます。

(3)の体育施設利用状況ですが、9月末現在では前年同期に比較し、3,080人増の合計6万5,390人となっております。利用増の主な施設と増加人数は、南町テニスコート、1,192人とパークゴルフ場、1,395人であります。

30ページをお開き願います。(4)、文化協会加盟団体状況及び(5)、体育協会加盟団体状況であります。前年度同期に比較して加盟団体数は、文化協会が1団体減の33団体、体育協会は増減がありませんので、合計46団体であります。会員数は、文化協会が28人減の369人、体育協会は23人増の546人であります。

(6)の中央公民館利用状況では、9月末現在1万7,282人で前年同期より251人増加しております。

(7)、図書館利用状況は、記載のとおりの内容となっております。

以上で令和元年度第2次定期監査報告といたします。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森 淳君) これから監査報告の内容について、監査委員に対して質疑を行い

ます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第8号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第8号 令和元年度定期監査報告(第2次)については原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第58号

○議長(森 淳君) 日程第4、議案第58号 羽幌町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長(宮崎寧大君) ただいま上程されました議案第58号 羽幌町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明いたします。

令和元年12月12日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、印鑑登録事務について登録資格の見直しを行うために必要となる条文の改正、あわせて印鑑証明書等について本年11月より旧氏の記載が可能となったことに伴う修正のほか、字句の修正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。羽幌町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例。

羽幌町印鑑の登録及び証明に関する条例(昭和59年羽幌町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、別途配付しております新旧対照表によりご説明いたします。左側の欄に現行条文、右側の欄に改正案、そして改正箇所を下線を引いて表示しております。なお、字句の修正につきましては説明を省略させていただきます。

まず、1ページ中ほどの第2条第2項第2号につきましては、先ほど申しあげました法律の施行に伴い、印鑑登録の資格に関する部分を改正するものでございます。

次に、第3条第3項及び2ページの中ほどより下の第5条第4項第4号につきましては、先ほど申しあげました旧氏の記載が可能となったことに伴います修正でございます。

次に、3ページの下段、第13条第2項第2号につきましては、法の施行により印鑑登録の抹消に関する部分を改正するものでございます。

次に、4ページの上段、第13条第2項第4号につきましては、旧氏の記載が可能となったことに伴う修正でございます。

以上の説明をもちまして改正条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、令和元年12月14日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（森 淳君） これから議案第58号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号 羽幌町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号～議案第61号

○議長（森 淳君） 日程第5、議案第59号 羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、日程第6、議案第60号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、日程第7、議案第61号 羽幌町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、以上3件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） ただいま上程されました議案第59号から議案第61号まで3件を一括して関連がございますので、提案理由とその内容につきましてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行により、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について必要な規定を定めるとともに、関係条例の一部を改正するためご提案申し上げます。

初めに、議案第59号 羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につ

きましてご説明申し上げます。

令和元年12月12日提出、羽幌町長。

それでは、条例の内容についてご説明させていただきますが、別紙でお配りしております議案説明資料、議案第59号から第61号と記載されている資料をごらんください。

なお、説明に入らせていただく前に資料の訂正をお願いします。議案説明資料の2ページをごらんください。中段のちょっと下なのですけれども、4の(5)、報酬の端数処理において、「勤務1時間当たりの給与額等」と記載しているところがあると思いますが、その給与額等という部分を「報酬額」に訂正をお願いします。次に、同じく2ページの下段、右側に「勤務1時間当たりの給与額」と記載しておりますが、その給与額を「報酬額」に訂正をお願いいたします。もう一点ございますが、次に3ページでございますが、3ページに4の外国語指導助手の報酬から8の附則まで、それぞれ項目ごとにつけている番号でございますが、その番号をそれぞれ1個繰り下げていただきまして、5、6、7、8、9と訂正をお願いいたします。

それでは、説明に戻らせていただきます。初めに、説明資料の1ページをごらん願います。1、第1条の趣旨につきましては、本条例において会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めることを規定しております。

2、第2条の給与については、会計年度任用職員に支給する給与を定めるとともに給与の支給方法について定めているものです。まず、フルタイム会計年度任用職員における給与とは、給料、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当をいいます。次に、パートタイム会計年度任用職員における給与とは、報酬、期末手当をいいます。

3、第3条から第14条まではフルタイム会計年度任用職員の給与について定めております。第3条の給与については、一般職の給料表（行政職給料表の1級から3級）を準用し、別表第1に定めております。

次に、第4条の職務の級につきましては、職種ごとにその職務内容や責任等の程度に基づき、別表第2に定める等級別基準職務表によることとしており、任命権者が決定するものであります。

次に、第5条の号給につきましては、町長が規則で定める基準に従い、任命権者が決定するものであります。

次に、第6条の給料の支給における支給日等、第7条の通勤手当における支給基準、第8条の時間外勤務手当における算定方法等、第9条の休日勤務手当における算定方法等、第10条の夜間勤務手当における算定方法等につきましては、一般職の規定を準用する旨を規定しております。

次に、説明資料の2ページをごらんください。第11条の給料の端数処理につきましては、勤務1時間当たりの給与額に50銭未満の端数を生じたときは切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは1円に切り上げるものであります。

次に、第12条の期末手当につきましては、任期の定めが六月以上の者の支給割合等は一般職の規定を準用するものであります。

次に、第13条の勤務1時間当たりの給与額につきましては、勤務1時間当たりの算定方法を定めております。

次に、第14条の給料の減額において、定められた勤務時間中に勤務しないときについては、勤務しない1時間につき、第13条で算定しました勤務1時間当たりの給与額を減額するものであります。

続きまして、資料番号4、第15条から第23条、第27条、第28条につきましては、パートタイム会計年度任用職員の報酬等について定めております。第15条の報酬については、月額、日額、時間で報酬を定める場合の算定方法をそれぞれ定めております。

次に、第16条の時間外勤務に係る報酬につきましては、正規の勤務時間以外に勤務したときは、その全時間について報酬を支給するものであります。

次に、第17条の休日勤務に係る報酬について、休日に勤務したときは、1時間当たりの報酬額に、その勤務した時間帯に応じて100分の125から100分の150の範囲内の割合を乗じた報酬を支給するものであります。

次に、第18条の夜間勤務に係る報酬につきましては、正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務をしたときは、1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じた報酬を支給するものであります。

次に、第19条の報酬の端数処理について、勤務1時間当たりの報酬額に50銭未満の端数を生じたときは切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは1円に切り上げるものであります。

次に、第20条の期末手当について、任期の定めが六月以上の者の期末手当の支給割合等は、一般職の規定を準用するものであります。

次に、第21条の報酬の支給について、報酬の計算期間は月の初日から末日までとし、月額報酬の場合、計算期間が一月に満たないときは日割りで計算するものであります。

次に、第22条の勤務1時間当たりの報酬額については、月額、日額、時間による報酬ごとに勤務1時間当たりの報酬を定める場合の算定方法をそれぞれ定めているものであります。

次に、第23条の報酬の減額について、正規の勤務時間に勤務しないときは、勤務しない1時間につき、月額報酬は第22条第1号、日額報酬は第22条第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額するものであります。

次に、説明資料の3ページをごらんください。第27条の通勤に係る費用弁償について、支給要件に該当するときは、一般職の例により費用弁償を支給するものであります。

次に、第28条の公務のための旅行に係る費用弁償については、一般職の例により費用弁償を支給するものであります。

次に、資料番号の5、第24条の外国語指導助手の報酬については、第15条から第2

3条の規定にかかわらず、本条において規定するものであります。

次に、資料番号の6、第25条の給与からの控除について、会計年度任用職員個人が加入する団体契約に係る生命保険料等の給与からの控除については、一般職の規定を準用するものであります。

次に、資料番号の7、第26条の町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与について、町長が特に必要と認めた特殊性がある職務に係る会計年度任用職員の給与は任命権者が別に定めるものとしております。

次に、資料番号の8、第29条の規則への委任については、条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める旨を規定しております。

次に、資料番号の9、附則でございますが、施行期日は令和2年4月1日としております。

次に、制度移行に伴う経過措置でございますが、1点目は期末手当の支給経過措置として、令和2年度は100分の65、令和3年度は100分の97.5、令和4年度から通常の100分の130の率とするものであります。2点目は、制度施行日の前日に非常勤職員等として在職した者が会計年度任用職員として任用される場合、その任用に対して受ける年間の報酬見込み額が従前の年間報酬額に達しない場合、制度施行後5年間は、その差額を調整額として支給することにより、報酬月額が下がる場合でも年間支給額が減額とならないように経過措置をとるものであります。3点目は、職務経験を考慮し、会計年度任用職員として同種の業務に従事する場合、制度開始前5年間の経験年数を前歴換算の対象とし、報酬額に反映するものであります。

以上が本条例の内容であります。なお、条文の朗読につきましては、ただいまの説明をもちまして省略させていただきます。

続きまして、議案第60号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましてご説明申し上げます。

令和元年12月12日提出、羽幌町長。

改正の内容でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに創設される会計年度任用職員制度に関し関係条例の整備条例を制定しようとするものでございます。

説明資料の4ページをごらん願います。右上に議案第60号新旧対照表と記載しておりますが、関係条例の新旧対照表となっており、左側が現行条文、右側が改正後案となっており、改正箇所につきましては下線を引いております。

初めに、4ページの第1条、羽幌町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正であります。同条例第15条第4項を削り、新たに第19条を追加し、非常勤職員の勤務時間、休暇等について定めるものであります。

次に、5ページの第2条、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正であります。地方公務員法の一部改正に伴い、引用条項を改正するものでございます。

次に、6ページをお開き願います。第3条、羽幌町職員の分限、懲戒及び表彰に関する条例の一部改正であります。同条例第3条で規定している休職の効果について、会計年度任用職員による休職期間を追加するとともに、同条例第7条に規定している減給の効果における給与額等の合計額について、パートタイム会計年度任用職員においては報酬額とするよう改正するものでございます。

次に、7ページの第4条、羽幌町職員の旅費に関する条例の一部改正であります。同条例第1条で規定している対象の職員にフルタイム会計年度任用職員を追加するとともに、同条例第28条についてはパートタイム会計年度任用職員へ費用弁償を支給するよう改正するものであります。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上が本条例の内容であります。なお、条文の朗読につきましては、ただいまの説明をもちまして省略させていただきます。

続きまして、議案第61号 羽幌町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

令和元年12月12日提出、羽幌町長。

改正の内容でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに創設される会計年度任用職員制度が一般職に位置づけられることから、本条例における規定の整備を行うため改正しようとするものであります。

説明資料の8ページをごらん願います。右上に議案第61号新旧対照表と記載しておりますが、左側が現行条文、右側が改正後案となっており、改正箇所につきましては下線を引いております。

第2条は、第2条の4の新規制定により、対象となる育児休業の子の年齢の上限を追加するものであります。

次に、8ページから9ページにかけてごらん願います。第2条の2は、児童福祉法における里親に関する引用条項の改正及び文言の整理を行っております。

次に、9ページから10ページにかけてごらん願います。第2条の3第2号については、第2条の4の新規制定等による文言の整理及び育児休業に加えて産前産後休暇を合算する旨の規定を追加し、第3号については文言の整理を行うものであります。

次に、11ページをごらん願います。第2条の4を第2条の5とし、第2条の3に第2条の4を新たに制定し、雇用保険法等の一部を改正する法律による地方公務員法育児休業法の改正に伴い、非常勤職員については子が1歳6カ月に達するまで育児休業を取得することができますが、特に必要と認める場合は2歳まで取得できることを定めております。

次に、12ページから13ページにかけてごらん願います。第3条は、育児休業法第2条第1項ただし書きの特別の事情として、第6号において保育所等に保育の希望をしているにもかかわらず保育の実施がされない場合は再度の育児休業ができる旨を追加するものであり、あわせて第2条の4の新規制定等に伴う文言の整理を行うものであります。

第4条は、育児休業法第3条第2項の育児休業期間の再度の延長ができる特別の事情として、保育所等に保育の希望をしているにもかかわらず保育の実施がされない場合は育児休業の期間の再度の延長ができる旨を追加するとともに、文言の整理を行うものであります。

次に、第7条は、育児休業をしている職員の期末手当の支給を規定をしておりますが、会計年度任用職員は対象外となる旨を規定するものであります。

次に、14ページをごらん願います。第8条は、育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整について規定しておりますが、会計年度任用職員は対象外となる旨を規定するものであります。

次に、14ページから15ページにかけてごらん願います。第10条は、育児短時間勤務を終了してから1年を経過しない場合は、その再取得はできませんが、1年を経過しなくとも再取得ができる場合の育児休業法第10条第1項ただし書きの特別の事情として、保育所等に保育の希望をしているにもかかわらず保育の実施がされない場合は育児短時間勤務の再取得ができる旨を第7号に追加するとともに、文言の整理を行うものであります。

次に、15ページから16ページにかけてごらん願います。第11条は、育児短時間勤務を承認した場合の勤務形態について、育児休業法第10条第1項第5号で定められており、条例で定める範囲につきましても同様の内容に改正するものであります。

次に、16ページから17ページにかけてごらん願います。第20条は、部分休業の承認についてであります。第1項は、非常勤職員における部分休業の承認の規定を追加するもので、第2項は、第2条の3第3号後段の改正及び同条に新たに加えられた第3項の規定により所要の整理を行うものであり、新たに加えられた第3項は、非常勤職員が部分休業を取得する際の実施を定めたものであります。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上が本条例の改正内容であります。なお、条文の朗読につきましては、ただいまの説明をもちまして省略させていただきます。

以上、議案第59号から議案第61号までの説明でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第59号 羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について質疑を行います。

4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） これについては先月行われました総務産業常任委員会のほうでも説明がありましたけれども、改めてちょっと確認として質問させていただきます。

今回会計年度任用職員に関する条例なのですが、これによって新たにふえる人件費とか、そういった額を教えてくださいなと思いますけれども、お願いします。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

新たにふえる人件費ということの質問だと思いますが、現在の嘱託職員等をそのまま来年度雇用したとして試算した場合、令和2年度で約850万円程度上昇する見込みというふうに押さえております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 当然しっかり働いてくれた方に対しては給与なり報酬というのはわかりますけれども、財政全般として考えていきますと、それだけの人件費がふえてしまう。その辺、今後ですか、例えば3人のところを2人にするであったり仕事を兼務するとか、そういった財政的な負担を軽減する意味で何か町として今後考えていくことはあるのかどうか、その辺お聞きしたいと思えます。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

阿部議員おっしゃるとおり制度の移行に伴いまして人件費増につながることは課題であるというふうに認識はしておりますが、現在国ではこの制度移行に伴う地方財政措置を検討するというふうにも聞いております。また、人員配置につきましては、今までもそうなのでありますが、今後におきましても現に任用しているからといってそのまま使うというのではなくて、業務量の内容等を勘案しながら適切な職員数というのは確保していきたいというふうには考えております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 国のほうでも財政措置等もあるということですので、人口が減ってくれば職員数というものも当然見直していかなければいけない部分もありますので、その辺これをきっかけにということではないですけれども、今後いろいろとそういった部分調べながら、考えながら、ぜひとも取り組んでいただきたいと思えますので、お願いいたします。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり今後につきましても、先ほど答弁もいたしました、そういう業務量に応じた適正な職員数という部分につきましては適正な配置をしていきたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号 羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 羽幌町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号 羽幌町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長(森 淳君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第62号～議案第64号

○議長（森 淳君） 日程第8、議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第9、議案第63号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第10、議案第64号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、以上3件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） ただいま上程されました議案第62号から議案第64号まで3件を一括して関連がございますので、提案理由とその内容につきましてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、令和元年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて提案をいたしておりまして、特別職及び議会議員の皆様につきましても一般職に準じて改定することとしてご提案申し上げます。

初めに、提案の理由となりました今回の給与改定の概要につきましてご説明申し上げます。1点目は、月例給の引き上げでございまして、給料表の改定を行い、改定率で平均0.1%増となるものでございます。なお、この改定は平成31年4月1日まで遡及し、適用するというものでございます。

2点目は、期末、勤勉手当の引き上げでございまして、年間支給割合を0.05月分引き上げるものであります。この引き上げ分は、全て12月支給分に配分するものとし、改正規定の適用も平成31年4月1日まで遡及するものであります。なお、令和2年度以降は、この引き上げ分を含め6月と12月の支給割合を均等に再配分することとしております。

3点目は、住居手当の改正でありまして、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、手当額の上限を1,000円引き上げるものであります。なお、今回の改正により手当額が2,000円を超える減額となる者は、令和2年度に限り2,000円は減額とならない経過措置を適用するものでございます。

4点目は、勤務1時間当たりの給与額の改正でありまして、労働基準法との整合性を図るため、時間外勤務手当等の基礎となる勤務1時間当たりの給与額につきまして、寒冷地手当を基礎額の算定対象とするようあわせて改正するものでございます。

以上が今回の概要でございます。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。初めに、議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

令和元年12月12日提出、羽幌町長。

改正の内容であります。別紙でお配りしております議案説明資料、議案第62号から第64号をごらんください。1ページ目の1番、期末、勤勉手当の引き上げですが、勤務

実績に応じた給与を推進するため引き上げ分を勤勉手当に配分し、年間支給割合を現行の1.85月分から1.9月分に改めるものであります。

資料の(1)になりますが、改正案の第1条では引き上げ分を全て12月支給分に配分するもので、表のとおりでございますが、一般職員は6月支給分は変更がなく、12月支給分が0.05月分引き上げられるというものであります。

次に、資料の(2)でございますが、改正案の第2条では先ほどの(1)で改正した支給割合を再度改正し、6月支給分と12月支給分に均等に振り分けるものであります。これにより令和2年度以降につきましては、6月支給分と12月支給分の割合は等しくなるものであります。

次に、2ページをごらんください。2番、月例給の引き上げでございます。高卒初任給を2,000円、大卒初任給を1,500円引き上げ、おおむね30歳代半ばまで引き上げ改定するもので、改定率平均で0.1%の増となる給料表の改定であります。なお、改定後の給料表は議案書に記載のとおりでございます。

次に、3番、住居手当の改正でございますが、手当の支給対象となる家賃の下限を1万2,000円から1万6,000円に4,000円引き上げ、手当の上限を2万7,000円から2万8,000円に1,000円引き上げるものであります。なお、今回の改正により手当額が2,000円を超える減額となる者については、令和2年度に限り2,000円は減額とならない経過措置を適用するものでございます。

次に、4番、勤務1時間当たりの給与額の改正でございますが、地方公務員は労働基準法の適用があり、労働基準法との整合性を図るため、時間外勤務手当等の基礎となる勤務1時間当たりの給与額について、寒冷地手当を基礎額の算定対象とするように改正するものでございます。

次に、5番、附則でございますが、本改正条例の施行期日は公布の日からとしておりますが、冒頭にも説明しましたとおり、第1条の勤勉手当及び給料表の改定は平成31年4月1日から適用、第2条の改正は令和2年4月1日から施行する旨を規定しておりまして、これにより改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなす旨を規定しております。

以上が改正内容の説明であります。なお、改正文の朗読は、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

続きまして、議案第63号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

令和元年12月12日提出、羽幌町長。

改正の内容でございますが、一般職の給与改定に準じまして特別職の期末手当を改正するものであります。

資料の3ページをごらんください。期末手当を0.05月分引き上げ、年間支給割合を現行の4.4月分から4.45月分に改定するものであります。

(1)の表になりますが、支給割合を6月支給分は2.125月分に、12月支給分は2.325月分にそれぞれ引き上げる改正であります。ただし、(2)に記載のとおり、令和元年12月の支給割合については、ただいまの改正にかかわらず、一般職と同様引き上げ分の全てを12月支給分に配分する旨の附則を加えるものであります。

次に、2番の附則ですが、施行期日は公布の日からであります。追加した12月支給分に係る附則の規定は令和元年12月1日から適用し、改正前の規定により支給された期末手当は、改正後の規定による期末手当の内払いとみなす旨を定めるものであります。

以上が改正内容の説明でございます。なお、改正文の朗読は、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

続きまして、議案第64号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

令和元年12月12日提出、羽幌町長。

改正の内容であります。一般職の給与改定に準じまして議会議員の期末手当を改正するものであります。

資料の4ページをごらんください。期末手当を0.05月分引き上げ、年間支給割合を現行の4.4月分から4.45月分に改定するものであります。

(1)の表になりますが、支給割合を6月支給分は1.725月分に、12月支給分は2.725月分にそれぞれ引き上げるものであります。ただし、(2)に記載のとおり、令和元年12月の支給割合については、ただいまの改正にかかわらず、先ほどの一般職並びに特別職と同様引き上げ分の全てを12月支給分に配分する旨の附則を加えるものであります。

次に、2番の附則についてですが、施行期日は公布の日からであります。特別職と同様追加した12月支給分に係る附則の規定は令和元年12月1日から適用し、改正前の規定により支給された期末手当は、改正後の規定による期末手当の内払いとみなす旨を定めるものであります。

以上が改正内容の説明であります。改正文の朗読につきましては、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

以上、議案第62号から議案第64号までの説明でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森 淳君) これから議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

7番、小寺光一君。

○7番(小寺光一君) それでは、議案第62号について質疑を行いたいと思います。

職員の給与に関する条例ということで先ほど説明があったのですが、勤勉手当のほうに0.05月分を加えるということで、年間でいうと1.90カ月分になると。期末手当はいじらないとは思いますが、期末手当は何月分支給されるのか、合計で何カ月に

なるのか、その辺を教えてください。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

期末手当についての割合ということでございますが、現行では6月分につきましては1.3、12月につきましては1.3、合計で年間2.6の割合で支給されております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） それでは、特別給ということで期末手当、勤勉手当を合わせて年間で4.5カ月分ということで、合計に関してはそれで間違いないということによろしいですか。一応確認です。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

改正して4.5ということで間違いないです。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） もう一つお聞きしたいのが提案理由の説明の中にもあったのですが、人事院勧告が行われて、それによって国家公務員の給料が上昇したということなのですが、それが地方公務員に対して関連してくる何か根拠みたいのがあれば教えてください。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

地方公務員の給与決定に関する諸原則ということで、地方公務員の給与決定に当たりましては給与決定の原則の一つとして均衡の原則というのがありまして、職員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないと地方公務員法の第20条第2項に規定されております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 人事院勧告が今年の8月7日に内閣のほうに勧告された後に総務省のほうからも公務員の給与改正に関する取り扱いということで文書が出ていて、自分はこの4つ目のものを解釈してやったのではないかなというふうには思ったのですが、先ほど地方公務員法にもそういうものがきちんと記載されているということで納得しました。ありがとうございます。

○議長（森 淳君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

7番、小寺光一君。

○7番(小寺光一君) 同じように給与なのですけれども、議案第63号については特別職ということで、羽幌でいえば町長、副町長、教育長の3名の給与ということになると思います。提案理由の説明でもあったのですが、先ほどの可決された一般職員の給与改定に準じてということなのですけれども、私の認識では特にそれに準じて行わなければいけないという法的なものはないのかなど。各市町村、議会も含めてですけれども、その中で決定していくもので、一般職に準じて行いなさいというものは見つからなかったのです。その辺もしそういう法的なものですか、そういうものがあれば教えてください。

○議長(森 淳君) 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長(敦賀哲也君) お答えいたします。

特別職につきましては特別職の職員の給与に関する条例により給料額が規定されておりまして、議会議員につきましては羽幌町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例により報酬額が決定されております。また、期末手当の額についてでございますが、特別職につきましてはその条例の中で職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例により規定するとなっております。議会議員につきましてもその条例の中で一般職の職員の例によりその率が定められております。

以上です。

○議長(森 淳君) 7番、小寺光一君。

○7番(小寺光一君) 支給割合に関しては、今回の上がる率に関して言えば0.05で、そこは均等は保っているのですが、今の説明でいくと例えば年間でいうと4.5カ月分、職員はです、ただ特別職、議員はちょっと次の議案なので、あれですけれども、特別職に関しては4.45カ月分に改正されるわけなのですけれども、その辺が均等を図るということであればそこを合わせるのか、合わせないのか。あくまでも先ほどの説明あったとおりに合わせるのであれば合わせるべきだし、そこは各議員なり特別職の方が判断して抑制することもできますし、上げることもできるのではないかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長(森 淳君) 総務課職員係長、門間憲一君。

○総務課職員係長(門間憲一君) お答えいたします。

経過といたしましては、平成17年の8月の人事院勧告で一般職が勤勉手当は増になっ

たのですけれども、月例給では減になったということがありました。その際特別職と議会議員の方は報酬が変わらないということで、その際に勤勉手当だけは上げないという判断をして、そのときに0.05月の差がついたことになっております。それで、その後に0.05月、その後の上がる分につきましては同時に上げてはいるのですけれども、その差が今0.05月あるということでございます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 勤勉手当がつかないということで、特別職、議員も含めて当初から勤勉手当という項目はないわけです。というのは例えば一般職員の場合は勤勉手当ということで人事評価も含めてあって、その中で勤勉手当があると思うのです。ただ、特別職、議員も人事評価もない中で勤勉手当というのはおかしいことで、ただ国ですとか道はどういう認識をしているかはわからないのですけれども、この期末手当の内訳ではないのですけれども、その中に今の説明でいくと勤勉手当の枠組みがあるという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時32分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） 答えいたします。

まず、勤勉手当の上げることにに関してについて、特別職と議会議員についてもなぜ勤勉手当ではなく期末手当のほうですか、上げるのかという点についてでございますが、これにつきましては国の特別職におきましても一般職の国家公務員の給与改定に準じまして特別職の国家公務員の給与を改定するというようになっておりまして、当町におきましてもそれに準じて特別職、あと議会議員につきましても改定をしているということでございます。

あと、もう一点の勤勉手当ではなく期末手当に上げるという理由なのですけれども、一般職につきましてはそういうふうに期末手当と、あと勤務実績に応じた勤勉手当というものがありますので、職員につきましてはそういう勤務実績に応じた改定ということでそちらのほうに上乗せしておりますが、もともとの趣旨というのがあくまで一時金を上げるという趣旨でございますので、そういう部分につきましては特別職と、あと議会議員につきましてはそういう期末手当という部分でしか規定ありませんので、それで期末手当のほうにそれを上乗せするという理解でよろしく申し上げます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 理解したところではあるのですが、職員に関しては0.05上げ

ることによって先ほども言ったとおり4.5カ月分と、国家公務員の場合も同じく一般職で4.5カ月分と。そこで均衡は保たれているのです。ただ、今の説明でいくと国ももちろん、国の特別職でいうと内閣総理大臣ですとか、そういう立場の方だと思うのですけれども、その方も年間0.05カ月ふえています。ただ、年間の支給月がそこで差異が出るのです。上昇率でいうと0.05で同じなのですから、例えば内閣総理大臣、国のほうでは3.4カ月分なのです。ただ、羽幌町に関して、ほかの町村はちょっと細かくは調べていないのですけれども、4.45カ月分ということで、国の特別職に見習うということであれば上げ率ではなくてそこも均等化させる努力は必要なのではないかなというふうに思います。ただ、決めるのは各町村ですので、今回上げるということであればそれはそれなのですから、先ほどの説明で国の特別職の職員と合わせるとということには余りにも、1.何カ月分違うわけですから、そこはどのような解釈をしたらよろしいでしょうか。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） 答えいたします。

ただいまの質問の中で国家公務員の特別職の割合が3.4月ですか、ということでは地方のほうと整合性がないのではないかなということなのですから、その経過についてなのですから、正直なところ国家公務員のこういう割合にしてきた経過というのはちょっとこちらのほうでは現在のところ押さえておりませんので、どういう経過でこういう数字になっているのかというのが今は説明できないということになりますので、大変申しわけありませんが、経過がわからないということで、その差異についても不明でございます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 国に準ずるのはとてもいいことですが、実際、議員もそうですけれども、自分たちの給料がどういうふうになっていくかということも知るべきなのではないかなと。例えば国だけではなくて北海道にも人事院があって、そこでも勧告が出されていて、北海道の特別職、知事ですとかだと思えるのですけれども、も同じ3.4カ月分なのです。そこはどのような整合性を保ったかは中身はちょっとわからないのですけれども、その辺もし国に準ずるのであればそれに合わせていくような判断もあっていいのではないかなと。ただ、決めるのは行政側ですので、そこまでは入り込むことはできないと思うのですけれども、各市町村で支給割合というのはきっと違ってくると思うのです。その辺例えば管内でいうと平均的に今年度はこんな感じですよという情報とかはあるのでしょうか。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） 答えいたします。

管内の状況は調べてみたのですけれども、おおむね横ばいといいますか、町村によってはばらつきがあるところはあるのですけれども、おおむね横ばいの数字、同じ割合になっていると思われます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 関係ないという話も聞こえましたが、自分は国に準ずるとか各市町村を見て、例えば給料、特に三役に関しては給料決まっていくと思うのです。それで、ちょっと具体的な数字をお聞きしたいのですけれども、今年度の特別職の報酬、月額で幾らなのか、期末手当で幾らなのか、そしてもし0.05%上げることでどれぐらいふえていくのか、その辺教えてください。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時41分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） 答えいたします。

三役の改正前と改正後の数字と、あとその差額という部分でよろしかったと思いますが、個々にやるということでの理解でよかったかと思いますが、まず町長につきましては、改正前の支給額が227万4,700円、改正後が232万4,150円、差額が4万9,450円です。次に、副町長が、改正前が181万1,825円、改正後が185万1,212円、差額が3万9,387円。教育長が、改正前が160万225円、改正後が163万5,012円、差額が3万4,787円となっております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 基本となる計算式の月額報酬が出ていないのですけれども、お願いします。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） 答えいたします。

基礎となる額につきましては、町長が86万、副町長が68万5,000円、教育長が60万5,000円。この基礎額に1.15掛けたものが基礎額となりますので、それに先ほどの割合を掛けたものが先ほどの額になるということでございます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 決してこの提案に対して反対するための質問ではないので、ご理解いただきたいのですが、報酬に関してはなかなか言いづらい面ももちろんあると思うのですけれども、答えていただいてありがとうございます。金額でいうと変更がかかわってくるのですよね。そうすると今度は特別職報酬等審議会条例というものがあまして、町長の諮問に応じて議員報酬等の額について審議するために羽幌町特別職報酬等審議会を置くという規定になっていて、特別職ですとか議員の給料額に関する条例を議会に提出しようとするときはあらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとするという条例があるのですが、審議会が行われたのか行われていないのか、その確認をしたい

のですが。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

この審議会につきましては、今議員おっしゃるとおりの内容で、町長が必要に応じて諮問して、議会議員、あと特別職の給料額を決定するというようなものでございます。これにつきましては必要の都度ということでもございましたので、平成6年度以降は見直しはされていないということです。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 先ほども口頭で伝えたのですけれども、この条例の第2条で該当報酬等の額について審議会の意見を聞くものとするということになっているので、今回も、先ほど金額を言っていたのですが、金額の変動があるわけです。額の変動がある場合に関しては審議会の意見を聞くのは必要、聞いても聞かなくてもいいとは書いていないのです。意見を聞くということになっていますので、やはり審議会を通すべきなのではないかなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

基本的に今期末手当の部分についての率の改定でございますので、額についてはそういう部分にもかかわってくるかとは思いますが、率の改定についてはあくまで条例に基づいて、一般職の例に準じて行っておりますので、それにつきまして報酬の基本額まで改定するというところまでは違うのかなというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 自分の認識では、やはり額について変わるわけですから、基本額という項目はないのです。額が変わる。給料の額に関する条例、今回そうですね。給料に関する条例を今提案しているわけですから、今までは開かなかったのかもしれないけれども、今後それが正しい判断なのか外部の、せつかくこの条例があるわけですから、そこに諮問するという手続をとるのが通常なのではないかなというふうには思うのです。基本額とは書いていないわけですから。報酬の額が変動、今回もしているわけですので、その際には諮問にかけるというふうに書いてあるので、そうであれば特別職報酬等審議会条例を改正して、あくまでも基本額の変更のときのみとか、そういう改正が今後必要になってくるのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時51分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

羽幌町特別職の報酬等審議会につきましては、報酬と期末手当含めたそういう審議をするという機関ではなくて、あくまでも報酬に関して審議する機関でございますので、それに期末手当は含まれないというふうを考えております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 十分な説明ありがとうございました。自分としてはこの委員会を通してさまざまな報酬に関して、先ほども少し言ったのですけれども、道とか近隣町村との均衡も考えた上で今後やっていくべきかなというふうには思っています。それぐらいです。質疑はないので、いいですか。

○議長（森 淳君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） こちらも先ほど提案理由の説明があつたのですけれども、一般職に合わせて議員報酬を上げるという提案でしたが、自分の認識では議会議員に関しては議会で報酬等含めて議論していくものなのではないかなというふうに思うのですけれども、今までの慣例なのか、その辺もいつごろから一般職になぞらえて上がっていくのか、その辺もしわかれば教えていただきたいのですが。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

先ほどの答弁の中でもご説明いたしましたが、羽幌町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の中で議会議員につきましても期末手当の率につきましては一般職の職員の例によりというふうに規定されておりますので、そういう形でこれまでも準じて改正をしているということでございます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） もし準じてというのをしない場合の影響というのはあるのでしょうか。準じなければいけないのか、それともあくまでも議会議員に関しては独自の判断を
していいのか。今回議案として提出されているので、判断ができるのではないかなとは思
うのですけれども、その辺規定に反してはいけないものなののでしょうか。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

先ほど議員がおっしゃっていた議会議員の報酬等については自分たちでも決めれるとい
う話の関係もあるのかと思うのですけれども、それにつきましては先ほど来から出ている
報酬審議会の中で町長が諮問した上で決定するというような形になっておりますので、報
酬についてはそういう形になるかとは思うのですけれども、あくまで期末手当につきまし
ては条例のほうに一般職員の例によるというふうに定められておりますので、そのよう
な形で条例案を提案するというような形になってくるかと思えます。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） それを例えば今回通らない場合の影響というのはあるのしょう
か。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

条例案が通らなくなれば改定はされないということなので、影響はないというふうに
考えております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 影響はないということですね。給料がそのまま据え置きになる
ということで、町財政にとってはありがたいことなのかかわからないのですけれども、ほかの地
方自治法等含めて影響がないということを聞いたので、了解いたしました。

○議長（森 淳君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、会議規則第52条により、最初に反対者、次に賛成者を発言させるこ
とになります。討論の回数は、1人1回限りとなります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 先ほどもさまざまな議論をさせていただきました。反対の立場で
討論をさせていただきます。

今回の条例提案につきまして、議案第64号ですが、私は反対です。というのは幾ら条
例上定められたとしても議員の歳費については議員で決定すべきだと思いますし、その際

に十分な議論がないまま、そのまま0.05カ月上げるとするのは十分に納得できません。今回今期に関しては議会の特別委員会の中で議員報酬についても話ありました。その際でもさまざまな意見がある中決定したわけですので、その中で今回人事院勧告、また一般職に追随して値上げするという判断は自分ではつかないというふうに思っています。

また、先ほども少し触れましたが、特別職報酬等審議会条例の中の審議会についても今後きちんとした内容で運営されるべきだと思いますし、議会議員の報酬の額の決定の際にも、今回に関しては期末手当の部分ですけれども、そこで審議をされるべきだというふうに考えているから、私は反対の立場で討論させていただきました。

以上です。

○議長（森 淳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番、船本秀雄君。

○6番（船本秀雄君） 私は賛成をいたします。といいますのはこれまで一般職員、それから特別職の部分についていろいろ小寺議員と議論されております。ご存じのとおり国家公務員というのは人事院が決定するわけでありまして。これの決定も民間の給料を参考にしながら人事院が決定して公務員に勧告をするということになっております。それで、先ほど小寺議員からも出ましたけれども、人事委員会という言葉も出ました。これについては北海道でも人事委員会もございます。これは道職員の関係であります。あと、地方自治体の場合については自分たちだけで民間の給料を調べるのはなかなか大変だということから、国家公務員のほうで人勧があった場合には地方自治体は国家公務員に準じて職員は給料改定をします。それから、特別職、議会については、ここにも書いてあるとおりですけれども、職員に準じた形で改定をするということでもありますから、北海道179市町村、羽幌を除けば178市町村ですか、これはほとんど12月に何十年とこういう形でやっています。ですから、羽幌町が単独でそういう民間の給料を調べたり他町村のことも調べたりできるのであれば、いいのですが、そういうのができないから、人事院の国家公務員を準じて職員、そして職員の給与を準じて特別職、議会がやっていいよということに私はなっていると思いますので、あえて羽幌町だけが、これを反対すれば財源上、駒井町長も非常に喜ぶと思うのですが、そういう問題ではないと思いますので、私はこの部分については賛成をいたします。

○議長（森 淳君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） ないようですので、反対者、賛成者同数という原則がありますので、これで討論を終わります。

反対討論がありましたので、この採決は起立によって行います。

議案第64号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 淳君） 起立多数であります。

したがって、議案第64号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

昼食のため暫時休憩します。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第65号

○議長（森 淳君） 日程第11、議案第65号 羽幌町離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） ただいま上程されました議案第65号 羽幌町離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和元年12月12日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。離島の産業振興及び定住促進を図るため、一定以上の事業用資産を新設または増設した事業者の固定資産税の課税免除に関して必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

それでは、内容をご説明申し上げますが、別途お配りしております議案第65号 羽幌町離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の概要をごらん願います。

まず、1の目的、第1条関係ですが、ただいま申し上げました提案理由と重複いたしますので、省略させていただきます。

2の対象要件、適用期間等、第1条及び第2条関係につきましては、まず1つ目の対象となる特別償却設備は、機械、装置、建物、附属設備、構築物に係る新增設ということになります。2つ目の特別償却設備新增設の適用期間につきましては、平成31年1月2日から令和3年3月31日まで、3つ目の課税免除の対象となる固定資産は、特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地、4つ目の固定資産税の課税免除期間は、特別償却設備に対して最初の固定資産税を課すべきこととなる年度以降3カ年度で、5つ目の対象業種、特別償却設備の取得価格につきましては、まず製造業と旅館業は、事業者の資本金が5,000万円以下でありますと特別償却設備の取得価格が500万円以上で対象になり、資本金が5,000万円を超え1億円ですと取得価格が1,00

0万円以上、資本金が1億円を超えますと2,000万円以上で対象になるものであります。表の下側になりますが、農林水産物販売業と情報サービス業等につきましては、資本金額に関係なく取得価格が一律500万以上で対象になるものであります。

次のページになりますが、3番、申請等、第3条関係は、課税免除の適用を受けようとする事業者は、固定資産税の第1期納期限前14日までに申請いただき、申請内容に変更があった場合は速やかに変更内容を届け出いただくものであります。

4番の課税免除の取り消しですが、(1)の取り消し要件、第4条関係につきましては、1つ目に事業の廃止など課税免除の要件に該当しなくなったとき、それと偽りその他不正の行為により課税免除の適用を受けたとき、町税を滞納したとき、その他町長が課税免除を取り消す必要があると認めたときと規定するものであります。なお、課税免除は3カ年度とさせていただきますが、課税免除の取り消しは5カ年有効とさせていただきます。

なお、条文の朗読につきましては、ただいまの説明をもちまして省略させていただきます。

附則、第1項、施行期日であります。この条例は、公布の日から施行し、平成31年1月2日から適用する。

第2項、この条例の失効であります。この条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第4条の規定は、固定資産税が課税免除となった初年度の固定資産税の法定納期限の翌日から起算して5年間は、この条例の失効後も、なおその効力を有する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第65号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号 羽幌町離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号

○議長（森 淳君） 日程第12、議案第66号 羽幌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、飯作昌巳君。

○建設課長（飯作昌巳君） ただいま上程されました議案第66号 羽幌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和元年12月12日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、道路法施行令の一部改正に伴い、羽幌町が管理する道路の占用料を改正するものでありまして、占用料の額につきましては国が定めた単価に準拠しており、今般国が平成30年度に行われた固定資産税評価額の評価替え並びに地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえた改定を行うことから、あわせて改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきまして、羽幌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

羽幌町道路占用料徴収条例（昭和29年羽幌町条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

今回の改正は、別表のみの改正でありまして、その内容につきましては別紙でお配りをしております議案第66号の新旧対照表をごらん願います。現行規定と改正案を記載しておりますが、それぞれ上段の見出し左から4つ目の占用料の欄の金額及び算出率が一部据え置きもございまして、増額または減額となるものでございます。また、4ページ後段から5ページ前段にかけてまして広告に関する規定がございまして、それらを削除するものでございます。

以上が改正内容の説明でございます。

議案書、別表の最後にお戻りいただきまして、附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第66号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号 羽幌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は原案の

とおりの可決されました。

◎議案第67号

○議長（森 淳君） 日程第13、議案第67号 スポーツ公園排水設備改修工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、飯作昌巳君。

○建設課長（飯作昌巳君） ただいま上程されました議案第67号 スポーツ公園排水設備改修工事請負契約の変更につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和元年12月12日提出、羽幌町長。

契約の内容でございますが、1、契約の目的は、スポーツ公園排水設備改修工事でございます。

2、契約の方法は、指名競争入札でございます。

3、契約金額は、変更前が5,665万円、うち消費税額515万円を含むものでございまして、変更後が5,658万4,000円、うち消費税額514万4,000円を含むものでございます。

4、契約の相手方は、苫前郡羽幌町南大通5丁目3番地、株式会社北一組代表取締役、忠津章であります。

提案の理由でございますが、令和元年11月1日第7回臨時会において議決されました議案第55号 スポーツ公園排水設備改修工事請負契約につきまして、概数で発注していた部分の数量が確定したことに伴い変更するものでありまして、立ち木抜根の運搬及び処理費用等に一部減額変更が生じたことから、契約変更を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第67号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号 スポーツ公園排水設備改修工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第68号～議案第71号

○議長（森 淳君） 日程第14、議案第68号 令和元年度羽幌町一般会計補正予算（第4号）、日程第15、議案第69号 令和元年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、日程第16、議案第70号 令和元年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第17、議案第71号 令和元年度羽幌町水道事業会計補正予算（第2号）、以上4件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま提案となりました各会計の補正予算について、その提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計につきまして既定の予算総額に歳入歳出それぞれ209万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ68億1,097万9,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、各事業の完了等による減額補正が主なものであります。まず歳出について増額となりましたものを申し上げます。2款総務費、企画費においてまちづくり応援寄付金推進事業6,565万1,000円の補正は、まちづくり応援寄付金の増加見込みにより関係費用を増額するものであります。同じく自治振興費において離島航路利用促進事業補助金30万9,000円の補正は、高速船乗船料の3割引き実施に伴う運賃収入減額分を補助するものであります。

次に、3款民生費、社会福祉費において障害福祉サービス扶助費2,735万9,000円、自立支援医療費303万1,000円、障害児通所給付費560万5,000円の補正は、利用者等の増加によるものであります。同じく介護福祉費において介護保険事業特別会計繰出金56万4,000円の補正は、人事異動に伴う人件費の増額によるものであります。

以上で歳出を終わり、次に歳入の主なものを申し上げます。9款地方交付税9,426万6,000円の増額は、普通地方交付税の交付決定によるものであります。

次に、13款国庫支出金、民生費国庫負担金1,245万円の増額は、障害福祉サービス利用者等の増加に伴う公費負担の増によるものであります。同じく土木費国庫補助金1,355万6,000円の増額は、道路、橋梁関連事業に対する交付決定によるものであります。

次に、14款道支出金、民生費道負担金764万5,000円の増額は、国費と同様に障害福祉サービス利用者等の増加に伴う公費負担の増によるものであります。

次に、16款寄附金、一般寄附金4,800万円の増額は、歳出でも申し上げましたが、

まちづくり応援寄附金の増加見込みによるものであります。

次に、17款繰入金、財政調整基金繰入金9,965万5,000円の減額は、財源調整によるものであります。このほか町債につきましては、それぞれ事業費の確定等に伴い減額しております。

以上で一般会計を終わり、続いて介護保険事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,556万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,943万8,000円とするものであります。

補正をいたします内容を事業勘定別に申し上げます。保険事業勘定の歳出、1款総務費において一般管理業務経費56万4,000円の増額は、人事異動に伴う職員手当等の不足見込み分を増額するものであります。

同じく5款基金積立金において介護給付費等準備基金積立金1,999万9,000円の増額は、前年度の余剰金相当額を基金へ積み立てるものであります。

次に、介護サービス事業勘定の歳出、2款事業費において羽幌町立特別養護老人ホーム整備基金積立金499万9,000円の増額は、指定管理者からの施設納付金を基金へ積み立てるものであります。財源につきましては、人件費分については一般会計繰入金を、各基金への積立金についてはそれぞれ前年度繰越金を充てております。

続いて、下水道事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ27万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,127万4,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、平成27年度に地方共同法人日本下水道事業団に委託し実施したし尿前処理施設建設事業費について算定誤りが発見されたことから、当該事業に係る国庫補助金や下水道事業債の一部を返還するものであり、財源につきましては全額同事業団からの返金等で賄われるものであります。

続いて、水道事業会計の補正につきましてご説明申し上げます。収益的収入及び支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用において25万6,000円の増額は、職員の給与改定に伴い人件費を補正するものであり、予算の総額を2億3,570万3,000円とするものであります。なお、資本的収支については補正はございません。

以上、今回補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） 次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） それでは、内容をご説明いたします。

一般会計の14ページをお開き願います。1款議会費において旅費190万8,000円、使用料及び賃借料28万1,000円の各減額は、事業の完了及び今後の執行見込みによるものであります。

次に、2款総務費、一般管理費において電子計算機及びシステム等使用料43万7,0

00円の減額は、例規システム整備事業の完了によるものであります。

15ページをごらんください。同じく自治振興費において離島航路事業運営補助金50万1,000円の減額は、補助対象額の確定によるものであります。

16ページをお開き願います。同じく交通安全対策費において交通指導員報酬60万円の減額は、従事実績の減などによるものであります。

次に、3款民生費、社会福祉費において扶助費のうち補装具費44万4,000円、療養介護医療費5万3,000円の各減額並びに地域生活支援事業費71万5,000円の増額は、それぞれ今後の支出見込みによるものであります。

17ページをごらんください。同じく児童措置費において扶助費751万5,000円の減額は、児童手当に係る今後の支出見込みによるものであります。

18ページをお開き願います。7款商工費、観光費において車両購入費242万7,000円の減額は、入札執行によるものであります。

次に、8款土木費、道路橋梁費において橋梁補修工事請負費1,869万8,000円の減額は、国庫補助金の配当額減額により事業量を縮小したことによるものであります。

19ページをごらんください。同じく道路維持費において除雪機械等購入費1,318万5,000円の減額は、入札執行によるものであります。また、除排雪事業に係る国庫補助金の配当額減額に伴い、財源更正を行っております。

同じく道路新設改良費において道路整備工事請負費1,934万9,000円の減額は、国庫補助金の配当額減額により事業量を縮小したことによるものであります。

20ページをお開き願います。同じく港湾管理費において需用費60万4,000円、委託料83万1,000円、工事請負費239万3,000円の各減額は、事業の完了によるものであります。

同じく住宅管理費において町営住宅修繕技術員嘱託報酬147万2,000円の減額は、応募者がおらず未配置となったため、全額減額するものであります。

21ページをごらんください。10款教育費、事務局費において教員住宅整備工事請負費607万4,000円の減額は、事業完了によるものであります。

同じく小学校費、学校管理費において電子計算機及びシステム等使用料230万5,000円の減額は、学習用パソコンリースに係る事業費確定によるものであります。

22ページをお開き願います。同じく中学校費、学校管理費において電子計算機及びシステム等使用料313万4,000円の減額は、学習用パソコンリースに係る事業費確定によるものであり、義務教育教材、理科設備購入費38万4,000円の減額は、入札執行等によるものであります。また、羽幌中学校トイレ改修事業に対して国庫補助金が交付決定されますことから、財源更正を行っております。

同じく体育振興費において体育事業委託料50万5,000円の減額は、新武道館建て替えの工期延長に伴う完成イベントの中止によるものであります。

23ページをごらんください。13款諸支出金、職員給与費において職員人件費1,3

47万6,000円の減額は、早期退職者等によるものであります。

次の24ページにつきましては給与費明細書となっておりますので、ごらんをいただき、説明は省略させていただきます。

以上が一般会計の補正内容であります。介護保険事業特別会計及び下水道事業特別会計並びに水道事業会計の補正内容につきましては、町長からの提案理由の説明をもちまして内容説明は省略させていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） お諮りします。

審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出予算及び地方債ほか一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第68号 令和元年度羽幌町一般会計補正予算（第4号）について歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号 令和元年度羽幌町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 令和元年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号 令和元年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 令和元年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号 令和元年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 令和元年度羽幌町水道事業会計補正予算(第2号)について、収益的収入及び支出一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号 令和元年度羽幌町水道事業会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

◎諮問第1号

○議長(森 淳君) 日程第18、諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

住所、苫前郡羽幌町南3条3丁目5番地、氏名、米山しげみ、生年月日、昭和24年8月17日生まれ、70歳。

現委員であります米山しげみ氏が令和2年3月31日付をもちまして任期満了となるため、氏の人格、識見から、引き続き人権擁護委員として推薦いたしたく、ご提案を申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これから諮問第1号 人権擁護委員の推薦について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本案は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦については同意することに決定しました。

◎発議第17号

○議長（森 淳君） 日程第19、発議第17号 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本町の懸案事項の要望、促進を図るため及び議員の研修並びに各委員会の調査研究等のため、本日より次期定例会までの間、本議会は必要と認められる事案について道内外の関係機関に議員を派遣したいと思っております。なお、諸般の事情による派遣日程等の変更があった場合、その他緊急を要する派遣事案があった場合は議長にその内容決定を一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第17号 議員の派遣については原案のとおり決定されました。

◎発議第18号

○議長（森 淳君） 日程第20、発議第18号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会における閉会中の所管事務調査について、それぞれの委員長から会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。それぞれの委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第18号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査については原案のとおり決定されました。

◎閉会の宣告

○議長(森 淳君) これで本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、令和元年第8回羽幌町議会定例会を閉会します。

(午後 1時31分)